

公益社団法人埼玉県理学療法士会ロゴマーク「勾玉」使用取扱規程

平成 26 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県理学療法士会（以下、埼玉県士会）ロゴマーク「勾玉」（以下、ロゴマーク）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一.埼玉県士会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- 二.自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき
- 三.法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- 四.特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- 五.その他、その使用が著しく不適當であるとき

(使用手続き)

第 3 条 このロゴマークを使用する場合には、使用目的を埼玉県士会事務局に伝え、承認を受けなければならない。

2. 県士会事業で各局・ブロックが使用する場合には申請は不要である。

(使用上の遵守事項)

第 4 条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一.使用するデザインは、以下に示すデザインとする



二.定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、埼玉県士会長が認めた場合はこの限りでない

(違反等に対する取扱い)

第5条 ロゴマークを使用している者(使用手続きを行った者を除く。)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、埼玉県士会長はその使用の差止め請求、又は必要な指示等(以下、請求等)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2. ロゴマークの使用手続きを行った者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その使用を取り消す。この場合、使用手続きを受けた者に損害が生じても、埼玉県士会はその責めを負わない。